

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	東松山市 自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東松山市は、自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務では、事務の一部を外部事業者に委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、事業者との間に個人情報の保護及び取扱いに関する契約を締結することで万全を期している。

評価実施機関名

埼玉県東松山市長

公表日

令和3年12月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務
②事務の概要	当該事務は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づく自立支援医療費、介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費、高額障害福祉サービス等給付費、やむをえない事由による措置に関する事務及び、障害支援区分の認定並びに自立支援医療費に関する事務である。
③システムの名称	自立支援システム、自立支援更生医療システム、精神障害者通院公費負担システム、日常生活用具給付システム、補装具交付・修理システム、統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
自立支援ファイル、自立支援更生医療ファイル、精神障害者通院公費負担ファイル、日常生活用具給付ファイル、補装具交付・修理ファイル、統合宛名ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一 84の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（別表第一主務省令）第60条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報の提供根拠) ・番号法第19条8号 別表第二 16、26、56の2、57、87、116の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める命令（別表第二主務省令）第12、19、30、31、44条、59条の2 (情報の照会根拠) ・番号法第19条8号 別表第二 108、109、110の項 ・番号法別表第二主務省令 第55条、55条の2、55条の3
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 障害者福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	東松山市 総務課 〒355-8601 住所：埼玉県東松山市松葉町1-1-58 電話：0493-23-2221 Fax：0493-24-6123 e-mail：somuka@city.higashimatsuyama.lg.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	東松山市 障害者福祉課 〒355-8601 住所：埼玉県東松山市松葉町1-1-58 電話：0493-23-2221 Fax：0493-24-6066 e-mail：fukushi@city.higashimatsuyama.lg.jp

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検	[<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月19日	5 評価実施機関における担当部署	②所属長 課長 小川悦子	②所属長 課長 荻野裕	事後	人事異動による所属長の変更であるため、しきい値判断に影響する重要な変更に該当しない。
平成31年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年2月3日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点修正
平成31年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年2月3日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点修正
平成31年4月16日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職	②所属長 課長 荻野裕	課長	事後	記載事項修正
平成31年4月16日	IVリスク対策		新様式への対応 (IVリスク対策を追加)	事後	主務省令等の改正
令和2年6月17日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報の提供根拠) ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める命令(別表第二主務省令) 第12、19、30、31、44条 ※番号法別表第二第116の項に係る主務省令は未制定です。 (情報の照会根拠) ・番号法第19条7号 別表第二 108、109、110の項 ・番号法別表第二主務省令 第55条 ※番号法別表第二第109、110の項に係る主務省令は未制定です。	(情報の提供根拠) ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める命令(別表第二主務省令) 第12、19、30、31、44条、59条の2 (情報の照会根拠) ・番号法第19条7号 別表第二 108、109、110の項 ・番号法別表第二主務省令 第55条、55条の2、55条の3	事後	主務省令の改正
令和3年6月4日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年2月3日時点	令和3年4月1日時点	事後	誤りがあったため
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報の提供根拠) ・番号法第19条7号 別表第二 16、26、56の2、57、87、116の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める命令(別表第二主務省令) 第12、19、30、31、44条、59条の2 (情報の照会根拠) ・番号法第19条7号 別表第二 108、109、110の項 ・番号法別表第二主務省令 第55条、55条の2、55条の3	(情報の提供根拠) ・番号法第19条8号 別表第二 16、26、56の2、57、87、116の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める命令(別表第二主務省令) 第12、19、30、31、44条、59条の2 (情報の照会根拠) ・番号法第19条8号 別表第二 108、109、110の項 ・番号法別表第二主務省令 第55条、55条の2、55条の3	事後	番号法の改正に伴う修正
令和3年11月15日	IIしきい値判断項目3重大事故	発生なし	発生あり	事後	個人情報保護委員会の指示に従った修正を行うもの
令和3年12月17日	IIしきい値判断項目3重大事故	発生あり	発生なし	事後	